

政令第 号

貿易保険法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、貿易保険法の一部を改正する法律（令和四年法律第二十五号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

貿易保険法の一部を改正する法律の施行期日は、令和四年七月一日とする。

理由

貿易保険法の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。